

# 国立大学独立行政法人化：コメント

水産大 伊沢 瑞夫

私の勤務する水産大学校は、この4月、先陣を切って独法化された（公務員型）。水産大のケースが参考になるのは、これまで普通の（文部省下の）大学とほとんど変わらなかつたからであろう。（旧）学位授与機関（現 大学評価機構？）から卒業生に（個別審査なく）学士号が授与される大学校は本校含め6つあるが、大学らしいのは水産大くらいである。

4月以降の現状についてコメントしたが、個々の変化（ちがい）が必ずしも独法化によるものではない。原因として、次の3つが挙げられよう。

- (1) 文部科学省管轄でないことによるもの
- (2) 独法化によるもの
- (3) 御時世によるもの

(1) に関しては、「教特法対象外」というのが最大の違いであろう。

(3) に関しては、評価・点検がやかましくなっている。これらはある程度独法化起源であろう。しかし、独法化されなかつたとしても、「時節柄」免れえなかつたことであろう。

さて、肝心の(2)の独法化起源のことについて、次のことなどについてコメントした。組織：校長の上に理事長のポストができた。現在は校長が兼任しているが、分離されたりいろいろ支障が出そうである。そもそも、定員増はないので、分離された時点では、事実上定削1である。（校長は指定職でなく、学生部長のように授業も持つてもらう？？）以前と比べて、トップダウンで決められるようになったことは確かである。ただ、いまも以前も運用次第という気もする。

カネ：使いやすくなるはずだが、全く逆である。従来は学科単位での帳尻が合つていればよかったが、いまは講座単位であわせる必要がある。購入目的の記入など、手間がかかるようになった。ほかにも、物品管理がきびしくなっている。（代休もとれる期間がきびしくなった。）たとえば、図書は年一度の点検が求められている。

移行期の問題：財産点検して独立行政法人に移行するわけで、備品が欠けていればマズイのである。土地含め、「資産」の点検が行われるはずである。たとえば、図書で欠けているものがあれば、（長期）貸し出し者が穴埋め（？？）という話もあった。